平成31年4月1日現在

										平成31年 	三4月1日現	.在
					1	制度あり				2 制度なし		
団体名		(1)国と同様		(2)国と異なる			国と異なる内容			(1)制度施行予定		
	(2) Election			(2) ELX: 4 V			(国と異なる具体的な内容を記入)			(1) 111/2/16/11 1 //		
	則15-14	則15-14	要因の検 証等 (人事院規 則15-14 第16条の2 の2第3 項)	工版时间	特例 業務の適 用	要因の検 証等	上限時間等	特例業務の適 用	要因 <i>の</i> 検証等	施行予定 時期 (具体的な施行 予定時期をリス トから選択)	時期 未定	(2) 導入 予定 なし
市区町村計	33	33	33	0	0	0	0	0	0	15	5	0
銚子市							-			平成32年4月以降		
市川市										平成31年7月		
船橋市										平成31年8月		
館山市	1	1	1							, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
木更津市	1	1	1									
松戸市										平成32年4月以降		
野田市										平成31年10月		
茂原市	1	1	1									
成田市											1	
佐倉市	1	1	1							1		
東金市	1	1	1							1		
旭市	1	1	1							1		
習志野市	1	1	1							1		
柏市										平成32年4月以降		
勝浦市	1	1	1									
市原市											1	
流山市											1	
八千代市										平成31年7月		
我孫子市											1	
鴨川市	1	1	1									
鎌ケ谷市											1	
君津市	1	1	1									
富津市	1	1	1									
浦安市										平成31年10月		
四街道市	1	1	1									
袖ケ浦市	1	1	1									
八街市										平成31年7月		
印西市										平成31年9月		
白井市										平成32年4月以降		
富里市	1	1	1									
南房総市	1	1	1									
匝瑳市	1	1	1									
香取市	1	1	1							<b> </b>		
山武市	1	1	1									
いすみ市	1	1	1									
大網白里市	1	1	1									
酒々井町	1	1	1									
学町 一	1	1	1							1		
神崎町	1	1	1							1		
多古町	1	1	1							-		
東庄町	1	1	1							1		
九十九里町	1	1	1							-		
芝山町 横艺光町	1	1	1							平成31年10月		
										平成31年10月 平成31年7月		
										平成31年7月 平成31年7月		
上 睦沢町 上 長生村	1	1	1							十八八		
長生村  白子町		1	1									
	1	1	1									
長南町	1	1	1							平成31年7月		
大多喜町	1	1	1							十四八01十1月		
一人多 <del>喜</del> 叫 御宿町	1	1	1									
据南町	1	1	1									
炒台[刊□]	1	1	1		<u> </u>	<u>I</u>						

(注)該当項目に「1」が記入されています。

## 【参考 国における制度】

上限時間等:原則として1か月について45時間かつ1年間について360時間。

他律的業務(業務実施時期等を自ら決定しにくい業務)については、1か月について100時間未満、1年について720時間かつ2~6か月平均80時間。 特例業務の適用:大規模災害への対応等重要かつ緊急を要する業務に従事する場合には、上限時間を超えた時間外勤務を命じることができる。 要因の検証等:上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行う。